

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	17
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置の創設
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 取得価額 30 万円未満の少額償却資産</p> <p>・特例措置の内容 取得価額 30 万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する措置を設ける。</p>
〔関係条文〕	〔地方税法第341条第4号、地方税法施行令第49条〕
減収見込額	(初年度) ▲ 304 ( ) (平年度) ▲ 304 ( ) (単位: 百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 厳しい経営環境にあり、事務処理能力に制約のある農林水産業者等における事務効率の向上に資する設備投資を促進し、今般の消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般の消費税率の二段階の引上げにより、農林漁業者等の事務負担は増加することとなるため、パソコン等の導入など事務効率の向上に資する設備投資を促進し、消費税率の引上げへの円滑な対応を促すことが必要である。 さらに、本特例措置を実現し、少額償却資産の管理や納税事務負担を軽減することで、すでにパソコン等を導入している農林漁業者等についても、消費税率の引上げによる業績への影響を最低限にとどめることが必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。												
	政策の達成目標	農林水産業や中小企業等を中心に価格転嫁が困難となっている実情を踏まえ、消費税の価格転嫁について消費者の納得感が得られるよう、パソコン等の導入など事務効率の向上に資する設備投資を促進することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備する。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成25年4月1日から平成28年3月31日まで）												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ												
	政策目標の達成状況	—												
有効性	要望の措置の適用見込み	(単位：千件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>約55</td> <td>約55</td> <td>約55</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>約304</td> <td>約304</td> <td>約304</td> </tr> </tbody> </table>	年	H25	H26	H27	適用件数	約55	約55	約55	減収見込額	約304	約304	約304
	年	H25	H26	H27										
適用件数	約55	約55	約55											
減収見込額	約304	約304	約304											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置が新設されず、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応がなされなかった場合には、追加的な事務負担の発生に伴い、農林漁業者等の業績に悪影響を及ぼすことが懸念される。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置の他に設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、主として生産性向上のための機械・装置、器具・備品の一部（電子計算機、デジタル複合機、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器）のうち、取得価格が一定額以上（機械・装置：160万円／1台、電子計算機：120万円／1台あるいは複数台、デジタル複合機：120万円／1台、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器：120万円以上／1台あるいは30万円以上の複数台）のものを対象としている一方で、本特例措置は30万円未満の少額償却資産のみを対象としており、対象範囲が異なる。 なお、国税については、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が措置されているが、地方税については措置されていない。												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	補助金等の措置と比べ、一定の要件を満たす設備投資に適用されることから、その効果は価格転嫁が困難な農林水産業者等に広く及ぶものである。 また、対象業種となる業種は他業種と比べて、景況の回復のテンポが遅く、消費税増税に伴う価格転嫁問題や急激な需要の増減の影響を受けやすいものであり、必要最小限の特例措置となっている。 加えて、税負担の軽減により、農林水産業者等の経営の安定が図られ、国内農林水産物の安定供給に寄与するものである。 なお、中小企業法人又は個人事業者を対象とする「商業・サービス中小企業活性化税制（仮称）」と同等の措置を講ずるものであり、税の公平性の観点からも妥当。												

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—